

法令トピックス

令和4年2月号

【経営】業務改善助成金特例コースの受付を開始

厚生労働省から、令和4年1月13日、業務改善助成金特例コースの受付を開始したとのお知らせがありました。「業務改善助成金特例コース」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が30%以上減少している中小企業事業者が、令和3年7月16日から令和3年12月31日までの間に、事業場内最低賃金(事業場で最も低い賃金)を30円以上引き上げ、これから設備投資等を行う場合に、対象経費の範囲を特例的に拡大し、その費用の一部を助成するものです。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220204-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyuu/03_00026.html

【労務】傷病手当金及び任意継続被保険者制度の見直し(令和4年1月施行)に関するQ&Aを公表

令和3年の通常国会で成立した「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」については、令和3年6月11日に公布され、同日以降順次施行されることとされ、追って関係省令の公布に合わせて改正内容につき通知することとされています。それに伴い、厚生労働省から、保険局の新着の通知(令和3年11月15日掲載)として、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による健康保険法及び船員保険法改正内容の一部に関するQ&Aの送付について(令和3年11月10日事務連絡)」が公表されました。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220204-02.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T211115S0010.pdf>

【労務】事業復活支援金について

事業復活支援金とは、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給するものです(法人には上限最大250万円、個人事業主には上限最大50万円を給付)。この事業復活支援金の案内チラシが、令和4年1月18日に更新されました。これによると、令和4年1月24日の週に、制度詳細(申請要領、給付規程等)が公表され、事前確認の受付が開始される予定とされています。なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。今回ご紹介する内容は、2022年1月26日時点の情報となります。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/220204-03.pdf>

参照ホームページ[経済産業省]

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。



千代田区飯田橋1-8-10 キャッスルウェルビル8階
あすか社会保険労務士法人
TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525
E-mail info@asuka-sr.or.jp
HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>